

第 1 章

基本的事項

第1章 基本的事項

1 改定の背景と目的

(1) 改定の背景

本市は、平成15年3月に第2次竹原市都市計画マスタープランを策定し、「瀬戸内に輝け！にぎわい文化都市 たけはら」を都市像として掲げ、本市の都市軸となる都市計画道路竹原駅新庄線（国道432号）や同忠海中央線（主要地方道東広島本郷忠海線）の整備、公共下水道の整備、新開土地区画整理事業の実施などの主要事業に取り組んできました。

現在、本格的な人口減少・少子高齢社会を迎え、持続可能な都市づくりが喫緊の課題となっているほか、市庁舎を中心とした公共施設が集積する区域（以下「公共施設ゾーン」という。）の再整備を契機とした都市の核づくり、歴史・文化を活かした都市の魅力づくりと賑わいの創出、定住を促進するための子育てしやすい都市環境の形成などに重点的に取り組むことが求められており、都市計画における目指すべき将来都市像についても変化が生じています。

また、行財政運営の厳しさが増す中で、市民等の都市づくりに対するニーズを的確に把握し、効率的・効果的な都市づくりを進めていく上では、行政と市民、NPO法人、企業等（以下「市民等」という。）が対等の立場で連携し、協働して取り組むことが求められています。

こうした中、平成21年3月に竹原市総合計画を改定し、「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」を将来像として掲げ、竹原市の特色の継承・創出・アピール、交流・定住を進める条件整備、安全・快適で美しい環境づくりなどの主要課題に対応した諸施策を協働のまちづくりを基軸として推進しています。

また、平成26年8月に竹原市総合計画・後期基本計画を策定し、「ふるさと竹原の“強み”を活かした更なる挑戦」～人口減少社会に対応した活力ある竹原市をめざして～をテーマに6項目のチャレンジプロジェクトを掲げて諸施策を進めています。

こうした背景を踏まえ、計画の見直しを行い、本市の都市づくりの方向性と整合した計画に改定します。

(2) 計画策定の目的

都市計画マスタープランは、住民に最も近い基礎自治体である市が、住民の意見を反映し、都市づくりの将来ビジョン、地区別のあるべき市街地像と整備方針などを長期的な視点にたって、都市計画の方針として定めるものです。

都市づくりに係る課題、都市づくりの方向性、市民のまちづくりに対する意見などを踏まえた計画を策定することで、市民等と行政が将来の都市像を共有し、次世代に引き継ぐ都市づくりを効果的かつ着実に進めていく上での指針とすることを目的とします。

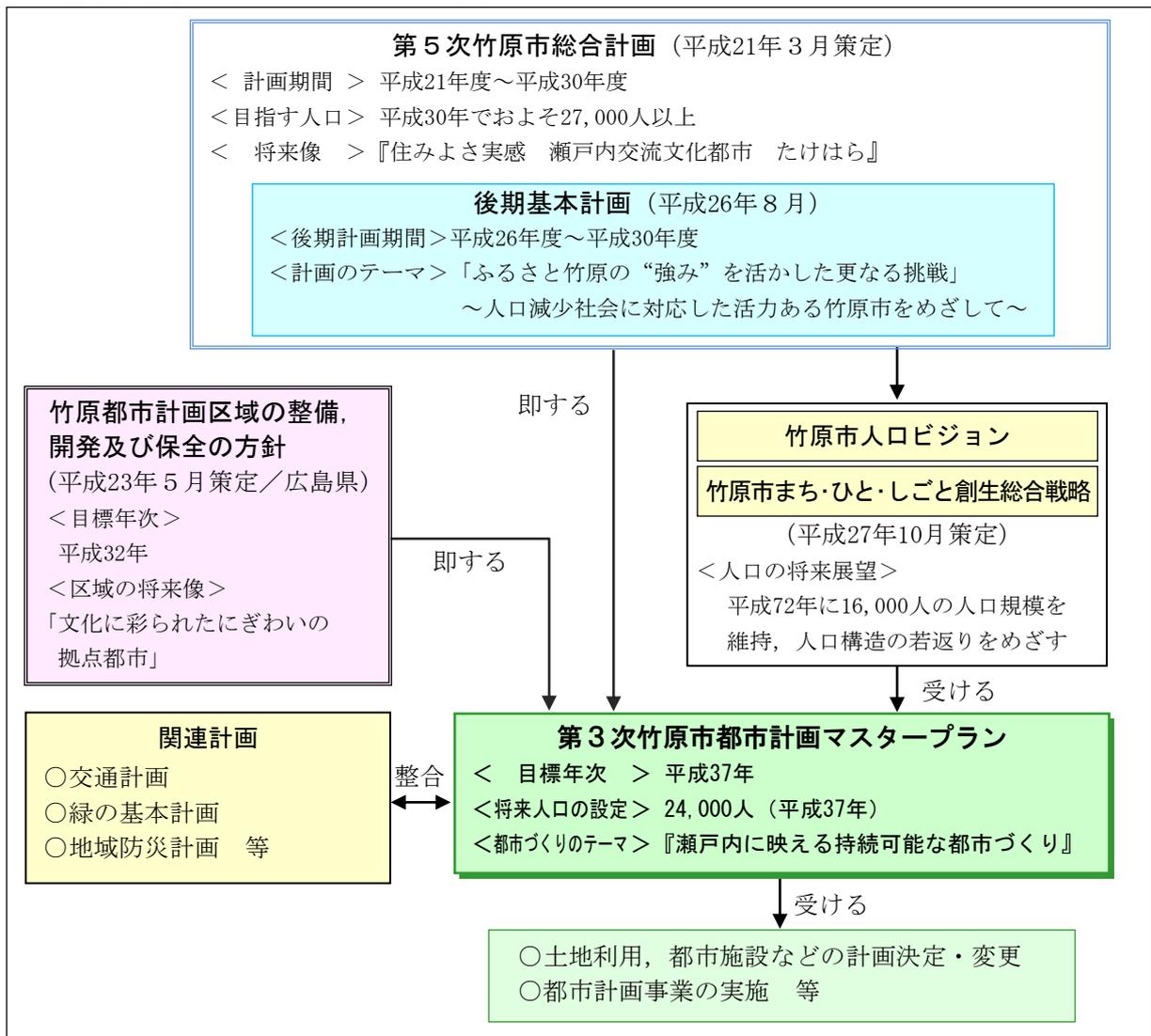
2 計画の基本事項

(1) 計画の位置づけ

竹原市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「竹原市総合計画」、「竹原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画に即して定めます。

また、「竹原市人口ビジョン」、「竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの関連計画との整合を図りながら、上位計画の改定や社会情勢の変化などにより必要に応じて見直しを行います。

■竹原市都市計画マスタープランの位置づけ



(2) 計画の対象区域

都市としての一体的な土地利用の推進と都市機能の配置，地域資源の活用，都市計画の適切な運用などを考慮して，**市全域**とします。

(3) 計画の目標年次

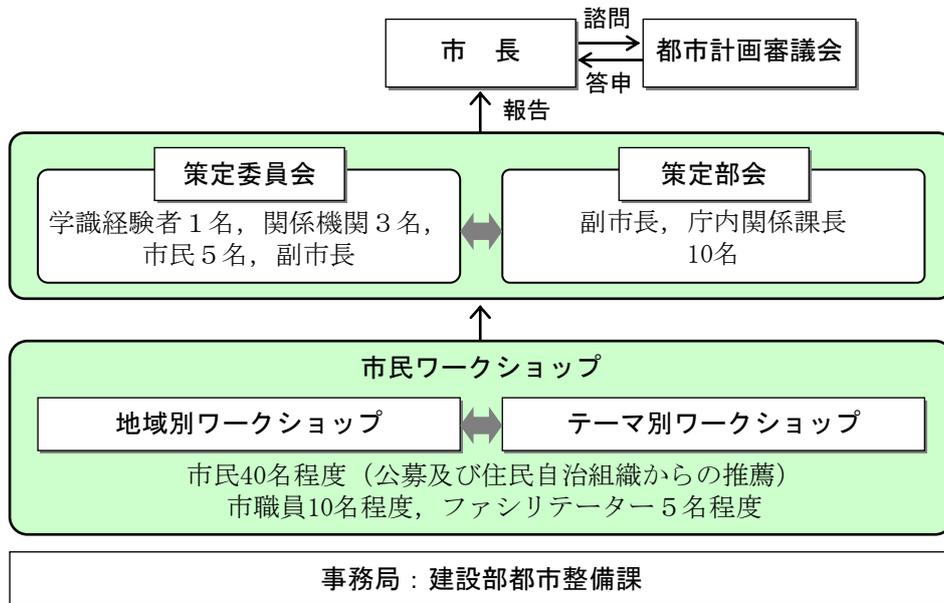
直近の国勢調査が行われた平成27年を基準年次として，概ね20年後を展望しながら，10年後の**平成37年**を目標年次とします。

3 計画策定のスキーム

(1) 検討体制

検討は、主に「市民ワークショップ」と「都市計画マスタープラン策定委員会」、「都市計画マスタープラン策定部会」の3主体において進めることとします。その体制は以下に示すとおりです。

■ 検討体制



ア 市民ワークショップ

市民参加による計画作成手法の一つとして、ワークショップ形式による検討を行います。

ワークショップは、全地域を地域特性に応じて5地域に区分し、各地域について5～10名程度の参加者で構成します。

ワークショップのメンバーは、公募による市民と住民自治組織の代表により構成し、それぞれの地域の課題や将来像について話し合う地域別ワークショップと特定のテーマについて話し合うテーマ別ワークショップを行います。（ワークショップの成果は参考資料「まちづくり構想図」参照）

イ 都市計画マスタープラン策定委員会・策定部会

竹原市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）において、改定にあたっての本市の抱える課題について多角的に検討を行い、計画全体及び特定分野の方向づけを行います。

策定委員会には、下部組織として策定部会を設置し、部会において竹原市都市計画マスタープランの素案の調査及び検討を行います。

会議での検討に基づいて、「竹原市都市計画マスタープラン」原案を作成し、市長へ報告します。

(2) 策定作業の流れ

